

市川市規則第 7 6 号

市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金交付規則

(趣旨)

第 1 条 この規則は、小児慢性特定疾病児童等（児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号。以下「法」という。）第 6 条の 2 第 2 項に規定する小児慢性特定疾病児童等であって、法第 1 9 条の 3 第 3 項に規定する医療費支給認定を受けたものをいう。以下「児童」という。）の日常生活の便宜を図るため、当該児童の保護者に対し、日常生活用具の購入に要する費用の一部について市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金（以下「助成金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 日常生活用具 児童の日常生活の利便を図る用具であって、別表第 1 種目の欄に掲げるものをいう。
- (2) 助成対象用具 別表第 1 要件の欄に掲げる要件を満たす児童に係る日常生活用具をいう。
- (3) 保護者 児童の親権を行う者、未成年後見人その他の者であって、児童を現に監護するものをいう。

(助成対象者)

第 3 条 助成金の交付の対象となる者（以下「助成対象者」という。）は、次に掲げる要件を満たす在宅の児童（別表第 1 に規定する頭部保護帽、ストーマ装具（消化器系）又はストーマ装具（尿路系）を購入する場合にあつては、入院している児童を含む。）の保護者とする。

- (1) 本市に居住し、かつ、本市の住民基本台帳に記録されていること。
- (2) 法第 6 条の 2 第 1 項に規定する小児慢性特定疾病に係る施策以外の法による施策及び障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 1 7 年法律第 1 2 3 号）による施策の対象とならない者であ

ること。

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付の対象となる事業（第6条において「助成対象事業」という。）は、一の児童に係る助成対象用具（過去にこの規則に基づく助成金の交付を受けて購入したもの（別表第1に規定する紫外線カットクリーム、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）及び人工鼻を除く。）を除く。）の購入とする。

（助成金の額）

第5条 助成金の額は、1月につき、第1号に掲げる額から第2号に掲げる額を控除して得た額とする。

- (1) 同一の月に購入する助成対象用具について、別表第1基準額の欄に定める基準額の合計額と当該助成対象用具の購入に要する費用の額の合計額とを比較して少ない方の額
- (2) 別表第2階層区分の欄及び世帯の階層（細）区分の欄の区分に応じて同表徴収基準月額欄の欄及び徴収基準加算月額欄の欄に定める額

（事前協議）

第6条 助成対象者は、助成対象事業に係る助成金の交付を受けようとするときは、事前に市長と協議しなければならない。

（交付の申請）

第7条 助成金の交付の申請をしようとする助成対象者は、市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金交付申請書（様式第1号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 法第19条の3第7項に規定する医療受給者証の写し
- (2) 助成対象用具の種目及びその価格が記載された見積書
- (3) 児童が別表第1要件の欄に掲げる要件を満たすことを示す医師の意見書
- (4) その属する世帯の全ての世帯員に係る市町村民税の課税状況を明らかにする書類
- (5) その他市長が必要と認める書類

2 市長は、前項第4号に掲げる書類により証明すべき事実を公簿等により確認することができるときは、同項の申請書を提出した助成対象者及びその属する世帯の全ての世帯員の同意を得て、当該書類の提出を省略させることができる。

3 第1項の申請書は、助成対象用具の購入を行う前に提出するものとする。
(交付の決定)

第8条 市長は、前条の規定による申請があったときは、当該申請に係る書類等を審査し、及び調査表(様式第2号)を作成し、速やかに助成金の交付の可否を決定するものとする。

(交付の条件)

第9条 市長は、助成金の交付の決定をする場合において、当該助成金の交付を受けて購入した助成対象用具を助成の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸与し、又は担保に供してはならない旨の条件を付するものとする。

(決定の通知等)

第10条 市長は、前2条の規定により助成金の交付の可否を決定したときは、市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金交付可否決定通知書(様式第3号)により、速やかにその決定の内容及びその条件を当該助成金の交付の申請をした助成対象者に通知するものとする。

2 市長は、前2条の規定により助成金を交付する旨の決定(以下「交付決定」という。)を行ったときは、当該交付決定を受けた助成対象者(以下「交付決定者」という。)に対し、助成券・代理受領委任状(様式第4号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

(助成対象用具の購入等)

第11条 交付決定者は、速やかに、前条第1項に規定する交付可否決定通知書に記載された助成対象用具の販売事業者(以下「決定事業者」という。)から助成対象用具を購入するものとする。

2 交付決定者は、決定事業者から助成対象用具を購入したときは、当該決定事業者に対し、助成券を提出するものとする。

- 3 市長は、前2項の規定により交付決定者が決定事業者から助成対象用具を購入したときは、当該決定事業者に対し、助成金を次条の規定による代理受領により交付するものとする。

(代理受領)

第12条 決定事業者は、交付決定者が当該決定事業者から助成対象用具を購入したときは、当該交付決定者からの委任に基づき、当該交付決定者が支払うべき助成対象用具の購入に要した費用について、助成金として当該交付決定者に交付されるべき額の限度において、当該交付決定者に代わり、支払を受けることができる。

- 2 前項の規定による支払があったときは、交付決定者に対し助成金の交付があったものとみなす。

- 3 決定事業者は、助成金の交付の請求をしようとするときは、市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金代理受領に係る交付請求書（様式第5号）に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 交付決定者から受領した助成券
- (2) 交付決定者が購入した助成対象用具の領収書の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

- 4 市長は、前項の規定による請求があったときは、速やかに助成金の交付を請求した決定事業者が指定した金融機関の口座に助成金を振り込むものとする。

(決定の取消し等)

第13条 市長は、交付決定者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、交付決定を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正の手段により交付決定を受けたとき。
- (2) 市長の指示に従わないとき。
- (3) その他この規則に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、市川市小児慢性特定疾病児童等日常生活用具購入費助成金交付決定取消通知書兼返還通知

書（様式第 6 号）により、速やかに当該取消しの内容を当該交付決定者に通知するものとする。

3 市長は、前 2 項の規定により交付決定を取り消した場合において、当該取消しに係る交付決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、期限を定めて、当該各号に定める措置を命ずるものとする。

(1) 助成券を保有しているとき 当該助成券の返還

(2) 既に助成金が交付されているとき 当該助成金の返還

（帳簿の整備）

第 1 4 条 市長は、助成金の交付に係る状況等を明らかにした帳簿を備え、助成金の交付に関し必要な事項を記載するものとする。

（補則）

第 1 5 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。